

発行 新潟県川口町長 青柳 弘
編集 川口町役場総務課
(〒949-75 ☎0258(代)89-3111)

卒業おめでとう

数々の思い出を残して校歌を歌う卒業生
3月14日 川口中学校で



国民年金保険料が
四月から改定されます

一カ月定額 八、〇〇〇円
一カ月付加 四〇〇〇円

国民年金の保険料が、今年四月から月額八、〇〇〇円になります。付加保険料(高額年金を受けるための保険料)は、月額四〇〇〇円が変わりません。国民年金の支払財源は、みなさんの納める保険料と国の負担などにより賄われています。

保険料は毎月きちんと納めましょう

納め忘れの保険料をそのままにしておくと、将来、老齢基礎年金を受けるときに年金額が減額されたり、未納期間が多くなると年金そのものが受けられなくなったりします。また不慮の事故があった場合、受けられるはずの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあります。このようなことにならない

ように、保険料は必ず納期限までに納めましょう。一年分をまとめて納付する前納制度があります。前納される方は、役場の年金係へ申し込んでください。

平成元年4月から1年分の納付比較

納付区分	毎月納付した場合(A)	前納した場合(B)	割引額(A)-(B)
定額保険料	8,000円×12ヶ月 = 96,000円	93,680円	2,320円
定額保険料+付加保険料	8,400円×12ヶ月 = 100,800円	98,360円	2,440円

高齢者総合センター
をご利用ください

新潟県高齢者総合相談センター(新潟市東中通一―八六 ☎〇二五二二三―四一六五)ではお年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや心配ごとの相談をお受けしています。

四月一日から

「料理飲食等消費税」の名称が
「特別地方消費税」に変わります

このたび、地方税法の一部改正に伴い、この四月一日から「料理飲食等消費税」の名称が「特別地方消費税」に改められ、税率等の一部が次のように改正されます。

- 主な改正内容
 - 一、特別地方消費税と、名称が改められ、
 - 二、税率が三%(現行一〇%)に引き下げられました。
 - 三、免税点が引き上げられました。
 - 四、飲食等(現行二千五百円)・宿泊等(現行五千元)・一万円(現行五千元)
- この税金は、料理店やバー、飲食店、旅館などで遊興、飲食、宿泊または休憩等が行われた場合に、その利用者に対して課税される消費税です。納入は、料理店などの経営者が、県に代わって利用者から受取り、新潟県に納める仕組みになっています。
- 三、免税点がすべての利用行為について適用されます。
- 四、宿泊者の基礎控除制度が廃止されました。
- 五、奉仕料控除制度が廃止されました。
- 六、公給徴収証制度が廃止されました。

人口	6,501人	平成元年4月1日現在
男	3,170人	
女	3,331人	
世帯数	1,501戸	

お気軽に、ご相談ください。(相談は、電話、来所、手紙可) ◆テレホンサービス(☎〇二五二二三―六一六)もご利用ください。 ◆所内に福祉機器、図書、ビデオ等の展示コーナーと、介護モデルルームを開設しています。

おもな内容	平成元年度予算.....	2~5	県営住宅「あかさか団地」が完成.....	12
	町議会3月定例会.....	6~7	雪につよい町づくり.....	13
	生涯学習推進大会を開催.....	8~9	春の火災予防運動.....	14
	人事異動・表彰関係.....	10~11	春の全国交通安全運動.....	15

平成元年 総額 32億

度予算 5,900万円



前年度当初比五・六%増

農業基盤、コミュニティ施設の整備 観光レクリエーション地区整備事業など

一般会計では七・一%の増

町議会三月定例会で可決された平成元年度当初予算は、一般会計及び特別会計、ガス事業会計総額三十二億五千九百六十万円で、前年度当初予算比五・六%増、額にして一億七千三百万円の増となった。

これを会計別に見ると、「農業基盤整備事業」や「コミュニティ施設整備事業」、「観光レ

クリエーション地区整備事業」

などの建設事業と「消費税関連経費」の増加により、一般会計で七・一%の増、特別会計の牛ヶ島地区給水事業など「新規施設の拡充」により簡易水道事業会計では十五・五%増、ガス管の移設及び老朽管の改良などガス事業会計で六・三%増となった。また、特別会計の国保及び老保会計で

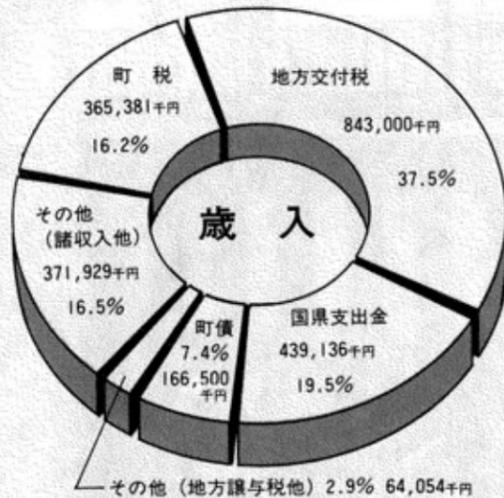
は、老人拠出金の減少、医療費の減少などにより前年度予算を下回った。

なお、下水道事業の本格的なスタートに備えて、本年度から公共下水道事業特別会計が新設された。

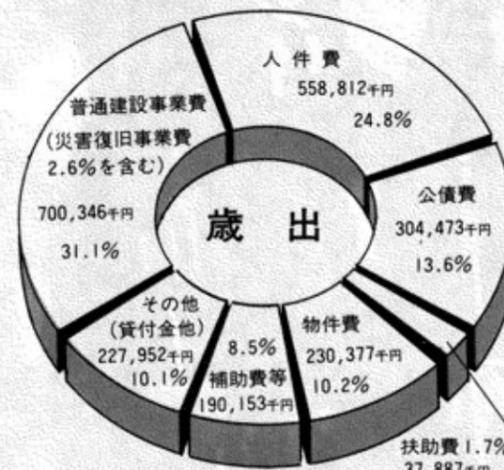
予算は、国が暫定措置として実施してきた国庫補助・負担率削減の二年間延長や先の税制改革によって廃止される電気税等、これに変わる「消費譲与税」による減収、また減税先行による個人町民税、市町村たばこ税の減収、そして、昨年に続く固定資産税率の引き下げ、更に消費税導入に伴う行政経費の増大など厳しい財政環境の中で編成された。

こうした中で、年々多様化する住民ニーズと今後増大する財政需要を見極めながら、限られた財源を最大限に活用し、健全財政を堅持しながら活力があり安全快適で豊かな郷土建設に向け、必要な社会資本整備を積極的に進めるとともに、次の重点施策を設定して、「人間性豊かな調和のとれた活力のある温かい町づくり」を進めます。

以下、重点施策に基づく平成元年度主要事業について、ご紹介します。



一般会計22億5千万円



◎ 一般会計	22億5,000万円
◎ 特別会計	10億960万円
● 国民健康保険	2億8,000万円
● 老人保健	2億8,880万円
● 簡易水道事業	1億9,400万円
● 公共下水道事業	2,680万円
◎ ガス事業会計	2億2,000万円
総計	32億5,960万円

重点事業

- 1 連帯感あふれるコミュニティの形成
- 2 豊かさを創造する条件整備の促進
- (1) 滞在型家族旅行村の拡充とリゾート構想の取り組み
- (2) 国・県及び町の公共事業
- (3) 農村環境の整備と農業の振興
- (4) 商工業の振興

1 うるおいのある環境の整備

新しい町づくりと町の活性化

- (1) 観光レクリエーション地区施設整備事業(家族旅行村の建設)

家族旅行村建設事業は、滞在型のリゾート地を目指す大型プロジェクトで、昭和六十年に県の家族旅行村の指定を受けて着工されているものです。

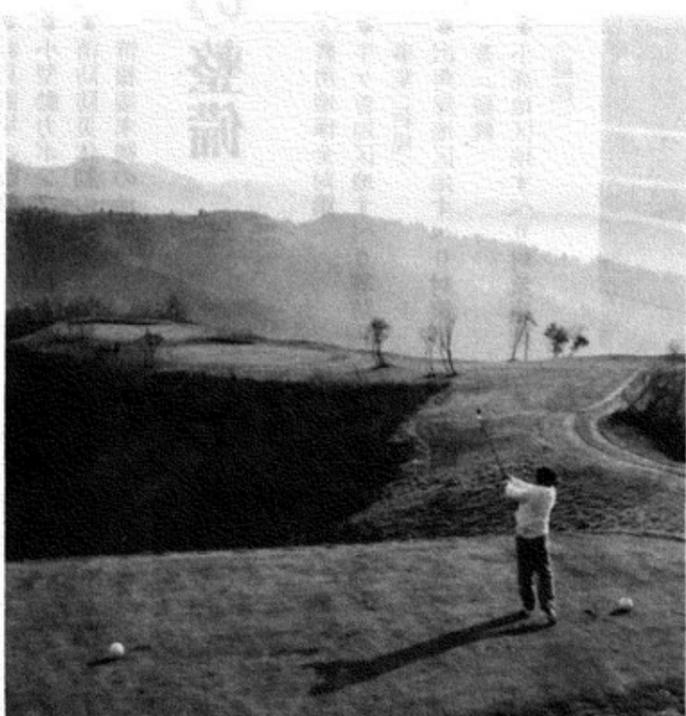
- オートキャンプ場(二十サイト)立派な施設を備えた

- (5) 交流・誘客の促進と観光の振興
- 3 教育施設整備と文化・スポーツの向上

- (1) 学校教育施設整備の促進
- (2) 生涯学習と教養文化の向上
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興
- 4 福祉の充実と健康の増進
- (1) 福祉の充実
- (2) 健康の増進と居住環境の保全

本格的なオートキャンプ場で、間もなくオープン。県内では初めての施設です。

- ピクニック緑地
- 管理棟
- モニュメント
- (2) 地域バイタリティ育成事業
- ファミリーゴルフ場(十八ホール)まもなくオープン。
- ローラースケートロード(遊歩道併設)本年度オープン。
- (3) リゾート構想
- リゾート法の重点整備地区



によるリゾート開発の推進(民間活力の導入)

(4) 三つの「むら」づくりによる滞在型家族旅行村の建設

「野外学習のむら」、「生涯学習のむら」及び「原始古代むら」の建設。

これは、当町の全国最大規模を誇るインターと県のスポーツ観光の核の一つに数えられている中山高原の総合運動公園をドッキングさせ、更に町の活性化を図るため、この三つのむらづくりを進めて、滞在型家族旅行村の建設を目指す大型プロジェクトです。

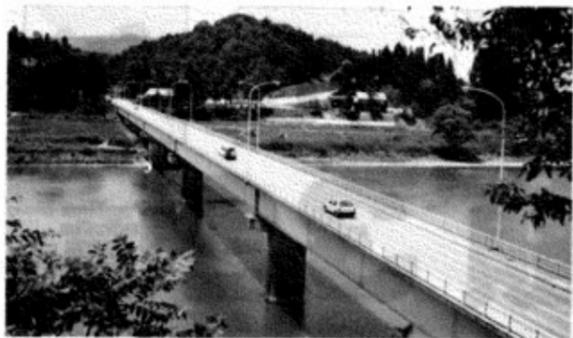
(5) コミュニティセンターの整備

これらの「リゾート開発」や「家族旅行村」の大型プロジェクトにより、道路下水道等の公共施設の整備促進、民間活力の導入による物資の供給や就労の場の確保等が促進されるなど、新しい町づくりに向けての大きな事業であります。

2 生活環境の整備

道路・河川・砂防 治山事業

- (1) 新規事業
 - 主要地方道小千谷川口大和線防雪対策事業（スノーシード）
 - 県道天納川口線改良事業
 - 救急内水対策事業
 - 松沢川の水と緑の砂防モデル事業
 - 西川口地区治山施設修繕事業



(2) 継続事業

- 新木沢トンネル
- 国道十七号改良
- 県道改良
- 通常砂防事業
- 地すべり防止対策事業
- 川口大橋の新設への取り組み

町道改良事業

- 改良二十一路線（松沢線他）
- 舗装九路線（中山竹田線他）

大雪対策

雪に強い町づくり

- 凍雪害防止事業
- 町道新敷原新田線流雪溝の整備（新規・国庫補助事業）
- 除雪機械の更新（新規・国庫補助事業）
- 大雪タウン整備共同事業（新規・国庫補助事業）
- 大雪タウン計画推進事業
- 東部地区凍雪害防止事業
- 大雪住宅資金貸付

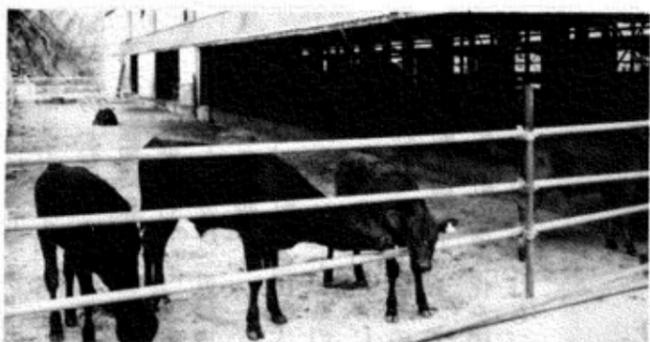
消防・防災対策

- 防火水槽（三基）
- 消火栓の新設（五基）

3 生活基盤の整備

農村環境と 農業基盤の整備

- (1) 新規事業
 - 農業基盤整備事業（農道改良と排水路の改修）
- (2) 継続事業
 - 西倉地区農村基盤総合整備事業
 - 上川地区農村基盤総合整備事業
 - 木沢地区農村基盤総合整備事業による「農道改良及び舗装」六路線と「用排水路の改修」、「ほ場整備」、「防火水槽の整備」、「農村公園」を計画
 - 団体営かんがい排水事業
 - 田麦山地区第三期山村振興対策事業（用水路改修）
 - 牛ヶ島地区ため池等整備事業
 - 和南津地区一般農道整備事業



- 器具置場の改修
- 小型動力ポンプの更新
- 消防防災体制の充実（河川情報端末機の活用等）

- (3) 農用地保全対策
 - 牛ヶ首地区地すべり等防止事業（新規）
 - 沢角屋地区地すべり対策事業（継続）
 - 小高地区地すべり対策事業（継続）

水田農業 確立対策

- 複合営農と企業感覚をもった高生産専業農家（プロフェッショナル農家）の育成と新しい農業の確立。
- 農地流動化による「規模拡大」、「水田の高度利用」、「園芸と畜産」、「良質米の生産」など
- 米需給均衡化緊急対策（消費の拡大）
- 有望新規作物の開発

商工業の振興

- 地方産業育成資金等の高度利用
- 商工協同組合への貸付
- 商工会への助成
- 物産店の開催

就労の場づくり

- 進出企業、既存企業（規模拡大）に対する用地取得・造成及び周辺立地条件の改善、税制面などの便宜供与により安定企業の誘致と雇用の拡大

4 都市と農村交流（実施モデル町）

交流・誘客の促進と 観光の振興

- ふるさと友好都市「狛江市」との交流促進
- 練馬区、板橋区との交流
- 物産店の開催
- ふるさと友の会の発展と「ふるさと便」の充実
- オートキャンプ場及びローラスケートロード、ファミリーゴルフ場（ナイター付き）のオープンによる誘客の促進と滞在型家族旅行村の基盤拡充による観光の振興。



- 一般及び体育教材の整備
- 事務機器の整備
- 各学校の特性を生かした、特色ある教育活動と地域活動の促進。

生涯学習と 教養文化の向上 生涯学習事業モデル町

- 生涯学習の整備体制と推進
- 荒屋遺跡と西倉遺跡の活用による新しい文化行政への取り組み。



6 健康と心のふれあう スポーツの町宣言町

スポーツ・レクリ エーションの振興

- 体力づくり運動推進事業
- 体育指導員、リーダーバンク、地域スポーツ推進に

- ギルフ教室（新規）
- 婦人ソフトボール大会（新規）
- 町民皆スポーツの促進
- ふるさと友好都市とのスポーツ交流。

健康づくりと 環境衛生対策

- 生修学資金の扶助。
- 地域福祉在宅福祉サービス推進事業
- 在宅福祉サービスの向上
- 末広荘、福祉バスの有効的な活用。
- 敬老行事
- おとしよりの生きがい対策
- ゲートボールの普及
- 高齢者学級の開催
- 高齢者サービスクラス総合調整推進事業。
- 老人中期保護事業。
- 児童保育の質的向上
- 健康教育、健康相談、健康診査及び訪問指導の充実強化（成人病の早期発見・治療）
- 衛生思想の普及
- 母子保健、歯科保健、子供接種、精神保健、成人・老人保健の充実強化。
- 保健衛生活動推進員の強化
- 食生活改善推進員の活動強化。
- 害虫駆除
- 不法投棄防止、騒音防止等
- ごみ焼却処理場の建設（小千谷地域広域事務組合）

7 健康と福祉

福祉の充実

- 精神障害者、腎臓機能障害者及び人工心臓患者の医療

- 費、通院に要する交通費の助成。
- 父子手当及び母子家庭高校

5 個性を生かす教育の充実

学校教育施設及び 設備等整備計画 （第四年次）

- 学校教育施設整備は、教育施設整備五カ年計画（昭和五十六年度から六十年年度）

と翌年の学校教育施設及び設備等計画（新五カ年計画）により、全ての校舎が近代的な建物になり飛躍的に改善されています。

- 教育方法改善教材
- 「個別学習器」の設置
- 特別活動教材（楽器）の整備

町議会三月定例会

平成元年度一般会計予算案など
四十一議案を原案通り可決

三月六日から十二日間の会
期で開かれていた町議会三月
定例会は、最終日(十七日)の
本会議で、各委員会に付託さ
れた議案の審査報告を行い、
平成元年度一般会計予算案な
ど十五議案を可決した。また、
この日提出された、消費税導
入に伴うガス・水道条例の改
正、昭和六十三年度一般会計



▲平成元年度予算等を審議する町議会
3/7 連合審査会で

のものの給与及び旅費に関す
る条例の一部改正について
常勤特別職の給与を、この
四月一日から引き上げたもの
です。
◎議案第九号
川口町教育委員会教育長の
給与及び勤務時間等に関する
条例の一部改正について
教育長の給与を、この四月
一日から引き上げたものです。
◎議案第十号
川口町職員の旅費に関する
条例の一部改正について
消費税関連により、旅費支
給の一部について改正したも
のです。
◎議案第十一号
川口町職員に対する寒冷地
手当の支給に関する条例の一
部改正について
昨年の人事院勧告に基づき
職員の寒冷地手当の支給額を
平成元年度から改正したもの
です。
◎議案第十二号
川口町町税条例の一部改正
について
税制の抜本改正関連法案に
より、電気税、ガス税の廃止
及び所得割の税率(簡素化)
などの改正を行ったものです。

◎議案第十三号
川口町行政財産使用料徴収
条例の一部改正について
自動販売機の設置使用料を
引き上げたものです。
◎議案第十四号
川口町妊産婦及び乳児の医
療費助成に関する条例の廃止
に伴う経過措置に関する条例
の廃止について
県の「経過措置者に対する
医療費助成事業」が廃止され
ることに伴い、条例を廃止し
たものです。
◎議案第十五号
川口町保育所条例の全部改
正について
同条例の整理を行ったもの
です。
◎議案第十六号
川口町障害者住宅整備資金
貸付条例の一部改正について
貸付けの範囲を一級・二級
を「一級・四級」に拡大した
ものです。
◎議案第十七号
川口町民文化会館設置及
び管理に関する条例の一部改
正について
利用範囲の拡大と使用料を
福祉センターに準じて改正し
たものです。

◎議案第十八号
川口町総合福祉センター設
置及び管理に関する条例の一
部改正について
夏・冬期の期間を変更し、
町外者及び営利による使用料
を平均百円から「三百円」に
引き上げたものです。
◎議案第十九号
川口町国民健康保険条例の
一部改正について
費用負担額の軽減を図るた
め、助産費を十三万円から「十
五万円」に、葬祭費を四万円
から「五万円」に支給額を引
き上げたものです。
◎議案第二十号
川口町営プール設置及び
管理条例の一部改正について
字句の整理をしたものです。
◎議案第二十一号
川口町運動公園の設置及び
管理に関する条例の一部改正
について
使用料の見直しにより、平
日使用料を百円から「二百円」
に、休日使用料を二百円から
「三百円」に引き上げたもので
す。
◎議案第二十二号
川口農村教養文化体育施設
の設置及び管理に関する条例

◎報告第一号
川口町下水道事業特別委員
会調査報告について
同委員会に付託された、こ
れまでの下水道事業調査経過
について、報告を行ったもの
です。
◎議案第七号
川口町議会の議員の報酬及
び費用弁償等に関する条例の
一部改正について
町議会議員の報酬と費用弁
償を、この四月一日から引き
上げたものです。
◎議案第八号
川口町特別職の職員で常勤

◎議案第十三号
川口町国民健康
保険特別会計予算について
平成元年度川口町老人保健
特別会計予算について
◎議案第二十九号
平成元年度川口町簡易水道
事業特別会計予算について
◎議案第三十号
平成元年度川口町公共下水
道事業特別会計予算について
◎議案第三十一号
平成元年度川口町ガス事業
会計予算について
以上、平成元年度予算につ
いては、二頁から五頁を参照
して下さい。
◎議案第三十二号
川口町辺地総合整備計画の
変更について
辺地地域の施設整備計画の
一部(木沢、荒谷)を変更したも
のです。
◎議案第三十三号
昭和天皇の崩御に伴う職員
の懲戒免除及び職員の賠償責
任に基づく債務の免除に関す
る条例の制定について
昭和天皇崩御に伴い、町職
員の懲戒及び賠償の免除を行
う条例を制定したものです。
◎議案第三十四号

◎議案第三十五号
川口町課設置条例の一部改
正について
公共下水道事業の開始に伴
う機構改革により、下水道課
を新設したものです。
◎議案第三十五号
川口町議会委員会条例の一
部改正について
下水道課新設に伴う常任委
員会における、所管事項を定
めたものです。
◎議案第三十六号
専決処分事項の承認につい
て―専決第一号―昭和六十三年
度川口町一般会計補正予算
(第四号)
歳入歳出それぞれ三千五百
六万円を増額し、専決処分し
たものです。
◎議案第三十七号
専決処分事項の承認につい
て―専決第二号―川口町職員
の休日の特例を定める条例の
制定について
昭和天皇の大喪の礼の行わ
れる日を、休日として定めた
ものです。
◎議案第三十八号
川口町水道条例の一部改正
について
消費税の導入に伴い改正し
たもので、経営努力により消

費税三%を含め、現行料金と
した改定となりました。
◎議案第三十九号
川口町ガス供給条例の一部
改正について
消費税の導入に伴い改正し
たもので、経営努力により消
費税三%を含め、現行料金と
した改定となりました。
◎議案第四十号
川口町ふるさとづくり基金
条例の制定について
ふるさと創生事業に要する
経費一億円について、具体的
事業が決まるまで基金に積立
てる財政措置を構じたもので
す。
◎議案第四十一号
川口町廃棄物処理及び清掃
に関する条例の一部改正につ
いて
条文中の実効のない規定に
ついて、整理したものです。
◎議案第四十二号
昭和六十三年度川口町一般
会計補正予算(第五号)について
歳入歳出それぞれ七千八百
四十万一千円を増額したもの
です。
◎議案第四十三号
昭和六十三年度川口町国民
健康保険特別会計補正予算(第

の一部改正について

使用料の見直しにより、一
時間当たり使用料を百円から
「二百円」に引き上げたもの
です。
◎議案第二十三号
川口町家族旅行村の設置及
び管理に関する条例の一部改
正について
新設されるファミリーゴル
フ場の照明設備とローラース
ケート遊歩道の使用料につい
て定めたものです。
照明料 一回 千円
ローラースケートロード
一回 千円

◎議案第二十四号
町営土地改良事業の施行に
ついて
土地改良事業を町営で施行
するもので、上ノ原道路改良
及び舗装、田中水路工事など
五地区で施行されます。
◎議案第二十五号
町道路線の変更について
町道木沢線及び中山南原線
の路線の変更を行ったもので
す。
◎議案第二十六号
平成元年度川口町一般会計
予算について
◎議案第二十七号

◎議案第二十八号
平成元年度川口町国民健康
保険特別会計予算について
◎議案第二十九号
平成元年度川口町老人保健
特別会計予算について
◎議案第二十九号
平成元年度川口町簡易水道
事業特別会計予算について
◎議案第三十号
平成元年度川口町公共下水
道事業特別会計予算について
◎議案第三十一号
平成元年度川口町ガス事業
会計予算について
以上、平成元年度予算につ
いては、二頁から五頁を参照
して下さい。
◎議案第三十二号
川口町辺地総合整備計画の
変更について
辺地地域の施設整備計画の
一部(木沢、荒谷)を変更したも
のです。
◎議案第三十三号
昭和天皇の崩御に伴う職員
の懲戒免除及び職員の賠償責
任に基づく債務の免除に関す
る条例の制定について
昭和天皇崩御に伴い、町職
員の懲戒及び賠償の免除を行
う条例を制定したものです。
◎議案第三十四号

◎議案第三十五号
川口町課設置条例の一部改
正について
公共下水道事業の開始に伴
う機構改革により、下水道課
を新設したものです。
◎議案第三十五号
川口町議会委員会条例の一
部改正について
下水道課新設に伴う常任委
員会における、所管事項を定
めたものです。
◎議案第三十六号
専決処分事項の承認につい
て―専決第一号―昭和六十三年
度川口町一般会計補正予算
(第四号)
歳入歳出それぞれ三千五百
六万円を増額し、専決処分し
たものです。
◎議案第三十七号
専決処分事項の承認につい
て―専決第二号―川口町職員
の休日の特例を定める条例の
制定について
昭和天皇の大喪の礼の行わ
れる日を、休日として定めた
ものです。
◎議案第三十八号
川口町水道条例の一部改正
について
消費税の導入に伴い改正し
たもので、経営努力により消

費税三%を含め、現行料金と
した改定となりました。
◎議案第三十九号
川口町ガス供給条例の一部
改正について
消費税の導入に伴い改正し
たもので、経営努力により消
費税三%を含め、現行料金と
した改定となりました。
◎議案第四十号
川口町ふるさとづくり基金
条例の制定について
ふるさと創生事業に要する
経費一億円について、具体的
事業が決まるまで基金に積立
てる財政措置を構じたもので
す。
◎議案第四十一号
川口町廃棄物処理及び清掃
に関する条例の一部改正につ
いて
条文中の実効のない規定に
ついて、整理したものです。
◎議案第四十二号
昭和六十三年度川口町一般
会計補正予算(第五号)について
歳入歳出それぞれ七千八百
四十万一千円を増額したもの
です。
◎議案第四十三号
昭和六十三年度川口町国民
健康保険特別会計補正予算(第

◎議案第四十四号
昭和六十三年度川口町老人
保健特別会計補正予算(第三
号)について
歳入歳出それぞれ二千五百
七十万九千円を減額したもの
です。
◎議案第四十五号
昭和六十三年度川口町簡易
水道事業特別会計補正予算(第
二号)について
歳入歳出それぞれ二千百万
円を増額したものです。
◎議案第四十六号
昭和六十三年度川口町ガス
事業会計補正予算(第三号)に
ついて
収益的収入及び支出をそれぞ
れ百五十万円を増額したもの
です。
◎議案第四十七号
川口町教育委員会委員の任
命について
教育委員会委員(一名)の任期
満了によるもので、桜井文夫さ
ん(川口二)が任命されました。

◎議案第四十八号
川口町総合福祉センター設
置及び管理に関する条例の一
部改正について
夏・冬期の期間を変更し、
町外者及び営利による使用料
を平均百円から「三百円」に
引き上げたものです。
◎議案第十九号
川口町国民健康保険条例の
一部改正について
費用負担額の軽減を図るた
め、助産費を十三万円から「十
五万円」に、葬祭費を四万円
から「五万円」に支給額を引
き上げたものです。
◎議案第二十号
川口町営プール設置及び
管理条例の一部改正について
字句の整理をしたものです。
◎議案第二十一号
川口町運動公園の設置及び
管理に関する条例の一部改正
について
使用料の見直しにより、平
日使用料を百円から「二百円」
に、休日使用料を二百円から
「三百円」に引き上げたもので
す。
◎議案第二十二号
川口農村教養文化体育施設
の設置及び管理に関する条例



▲あおり太鼓について堂々と発表する小見聖仁くん (川口小6年)

生涯学習推進大会を開催

実践発表と記念講演

百三十人余が参加し盛大に!

当町が指定されたことにより、去年から進めてきた計画の中で、生涯学習の啓発と推進を目的に実施されたものです。当町では文部省の指定を受けて、教育委員会だけでなく行政の各分野や民間との相互協力体制として、去年、町長を本部長とする推進本部と推

進委員会を設け、推進の基本となる「生涯学習推進構想」をまとめ、具体的な推進計画と事業の検討を進めているところです。

四グループが自分たちの学習事例を発表して、スライドを使っての実技紹介や学習しているコーラスの実演、作品の展示など熱のこもった発表会となりました。

- ① 「あおり太鼓の『ばち』にたくして」
川口あおり太鼓クラブ
- ② 活動紹介「木沢陶芸教室」
陶芸でむらおこしー
木沢陶芸教室 小林 勇二
- ③ 「富士山から田麦山」
を走る
田麦山スポーツ振興会長 森山 正夫
- ④ 学習紹介「合唱教室」
街中に明るく歌声をー
指揮 峰村 辰典
川口合唱教室 本間 純子
そのほかのみなさん

生涯学習事業 モデル町
この推進大会は、文部省が「生涯学習を進めるまちづくり」構想の一つとして、「生涯学習市町村モデル事業」に



▲スライドを使って「木沢焼き」を紹介する小林勇二さん



▲富士山から田麦山ノンストップリレーマラソン26人が力をあわせて2410kmを走破した様子を熱く語る森山正夫さん



▲去年結成されたお母さん方の「合唱教室」 息もピッタリ。

生涯学習モデル市町村事業
合唱教室 学級生募集
どなたでも参加できます
◆ 月2回 午後7時半～9時
◆ 会場 東部保育所
4月13日(木)開講
※4月10日までに教育委員会へ電話でお申込みください。☎89-3111②39

生涯学習って?

パンフレットを全戸に配布

皆んなで推進

生涯学習と一口にいっても理解しにくいところがあり、

これを推進するにはなんといいっても町民の方の理解と意識の定着が先決として、教育委員会では、啓発用のパンフレット「生涯学習の時代」により充実した人生を送るためにーを作成、町内全家庭に配布しました。



アンケートを実施

学習の必要性八十四・九%

内容もバラエティに……

教育委員会では、生涯学習の推進事業の一つとして、町民の方が生涯学習についてどのように考え、どのような希望や意見をもっているのかをまとめるために、十二月に町内有権者の中から無作為で約十パーセントの人を選んでア

生涯学習に関するアンケート結果 (回収率63.5%)

1. 昭和63年中の学習の状況

- (1) 学習をした人、しない人
なんらかの学習活動をした人 73.9% | 学習活動のなかつた人 26.1%
- (2) どのような学習内容か
- | | |
|------------|-------|
| 趣味に関すること | 19.5% |
| 地域活動に参加 | 16.9 |
| スポーツ、レク | 15.1 |
| 職業上の知識、技術 | 13.1 |
| 日常生活に役立つこと | 12.0 |
| 子育てと健康 | 9.3 |
| 知識教養を高める | 5.5 |
| ボランティア | 4.9 |
| その他 | 3.7 |
- (3) 学習の方法は(2)(3)1人3つの重複回答)
- | | |
|--------------|-------|
| 出版物による | 19.5% |
| 行事への参加 | 15.3 |
| 学級、講座 | 14.2 |
| グループ、サークル | 13.2 |
| スポーツ大会 | 10.1 |
| 各種団体で | 9.0 |
| テレビ、ラジオや通信教育 | 8.0 |
| 個人教授 | 5.8 |
| その他 | 4.9 |

3. どんな学習をしたか(1人4つの重複回答) (%)

項目	1位	2位	3位	4位
一般的な知識、教養を高めること	25.3	3.6	3.0	7.1
日常生活に役立つこと	27.4	12.3	8.1	5.8
健康に関すること	13.9	36.5	12.3	5.8
職業上の知識や技術のこと	9.1	12.7	11.1	4.9
趣味、娯楽に関すること	14.3	18.0	30.2	14.2
スポーツ、レクリエーション	3.6	8.3	19.6	19.6
地域の活動	0	2.3	7.7	16.4
ボランティア	1.2	0.4	1.7	14.7
専門的な学習	0.4	0.8	2.1	8.0
その他	4.8	5.1	4.2	3.5

4. 学習内容や学習方法についての希望 (1人3つの重複回答)

学級、講座などの種類や内容を多くして	32.9%
学習情報をくわしく知りたい	29.8
指導者や助言者を見つけてほしい	17.5
講演会をやしてほしい	14.3
学習内容をよくしてほしい	5.5
学習施設をふやして	40.6
教養部門を多くして	27.6
スポーツ部門を多くして	27.6
その他	4.2

5. 生涯学習のためのどんな施設がほしいか (1人3つの重複回答)

町民学習センター	19.5%	青少年野外体験施設	5.8%
子供の遊び場	15.7	博物館、歴史民俗館	5.7
高齢者対象の建物	15.5	野外レクリエーション施設	5.0
専用の公民館	8.9	野外スポーツ施設	3.8
町民体育館	6.7	青少年のための建物	3.6
町民会館	6.6	その他	3.2

2. 生涯学習の必要性

- (1) 生涯学習を大切だと思うか
- | | |
|-----------|-------|
| 大切だと思う | 84.9% |
| 一概には言えない | 13.9 |
| 大切だとは思わない | 0.8 |
| わからない | 0.4 |
- (2) 大切だと思う理由(複数回答)
- | | |
|-----------------------|------|
| 働くほか生きがいや楽しみのため | 28.3 |
| 友人や仲間づくりのため | 12.9 |
| 老後の生きがいのため | 12.3 |
| 社会の進歩や変化に遅れないため | 11.6 |
| 体力づくりや健康のため | 10.5 |
| 知識、教養を高めるため | 7.8 |
| 家庭生活に必要な知識や技術を身につけるため | 6.9 |
| 職業に必要な知識や技術を身につけるため | 5.3 |
| その他 | 4.4 |

教育委員会

委員長に
目黒 繁さん(川口二)
が就任

教育長に
桜井文夫さん(川口二)
を再任

町教育委員会委員長の改選が行われ、新しい委員長に目黒繁さん(川口二)が就任しました。任期は四月一日から一年間。

また、町教育長に桜井文夫さん(川口二)が再任されました。教育長は、町教育委員のうちから任命されます。任期は四年間、今回で二期目。

消防庁長官表彰

永年勤続功労賞を受賞

副団長

大淵勝雄さん(田麦山)



三月十三日、消防に功績、功労のあった人を讃える消防庁長官表彰の伝達式が県庁で行われ、当町から消防副団長の大淵勝雄さん(田麦山)が永年勤続功労賞を受賞しました。

大淵さんは、昭和三十三年消防団員を拝命、以来三十一年の長きに亘り、町消防団活動に従事。この間、分団長をはじめ本部分団長を歴任、昭和六十年副団長に就任し消防団幹部として活躍され火災予防の啓蒙、団員の訓練等に努めるなど、その功労が認められ、今回受賞されたものです。

県児童生徒絵画・版画コンクール

牧田賞に輝く

絵画部門で

川口小学校二年
丸山尚美さん



上越美術教育連盟が主催の「県児童生徒絵画・版画コンクール」で、川口小学校二年の丸山尚美さんが絵画部門最高の牧田賞に輝き、版画部門では川口小学校の四人が特選に入賞しました。

コンクールは、絵画と版画に県内六百二十八校から二万四千四百点余りの応募があり、程度の高いコンクールとされています。

牧田賞は、新潟大学教育学部芸術科教授で、亡くなられた

た牧田実先生の業績をたたえて設けられた賞で、牧田先生は全国にその名を響かせた有名な方。この賞は、絵画部門で各学年第一位の者に贈られる最高の賞です。今回はこのほか金賞、銀賞に多数入賞しました。

尚美さんの絵は、ひまわりの実をつけた太い茎を主にして人物を配したもので、普通にはひまわり絵は黄色の花をつけたものが多く、尚美さんの絵は表現に強い印象を与えます。

献血功労者に表彰



日本赤十字社では、献血に協力された方の表彰を行っています。このたび、次の方々が表彰されました。

- ◆銀色有功賞 (献血30回)
- 丸山 静さん(長坂)
- 石坂 勝さん(川口二)

保健衛生

実践活動者を表彰

日頃、保健衛生活動に貢献されている方に郡保健衛生対策協議会から次の方が表彰されました。

- 。久世 トモさん(貝の沢)
- 。小西トシイさん(荒屋)
- 。お二人とも五十年四月から町保健衛生推進員として活躍され、今回その貢献が認められたものです。

人事異動

先生方の異動

四十人クラス適用で
二名増員

転出者 十四人
(退職一名含む)

転入者 十六人

小中学校教職員の人事異動が発表され、四月一日付で発令されました。

今回は管理職の異動が少なく、川口小学校の教頭だけでなく、新しく武藤教頭が着任しました。

この異動で転出された方は退職者を含めて十六人、本年度から中学一年生に四十人クラスが適用となったため、一クラス増加して職員定数が二人増員となって転入の先生方は十六人となっています。町内全般では例年程度の異動ですが、川口小学校だけをみると六人で、多目の規模になりました。

ごくろうさまでした。よろしくお願ひします。

区分 学校名	転出者			転入者		
	職名	氏名	転任校	職名	氏名	旧任校
泉水小学校	教諭	横山 宏子	両津・片野尾小	教諭	笠原美樹子	西蒲・巻南小
川口小学校	教頭	須田 悦夫	六日町・西五十沢小	教頭	武藤 恵宏	柏崎・半田小
	教諭	永田千恵子	東小千谷小	教諭	松崎 千鶴	東小千谷小
	"	阿部 史子	小千谷・岩沢小	"	関 温美	小千谷・岩沢小
	"	高橋美佳子	塩沢・第二上田小	"	松本美和子	柏崎・半田小
田麦山小学校	"	渡辺 裕之	三条・南小	"	本間 儀一	湯之谷・井口小
	"	野上 茂美	湯沢・土樽小	"	鈴木 敦子	新 採用
	"	諏訪部 淳子	川西・仙田小	"	高橋 祐子	三条・南小
木沢小学校	"	原 和幸	小千谷小	"	長谷川千雪	新潟・湊小
	"	篠宮 敏明	燕・大関小	"	石山う月志	小 出 小
川口中学校	"	星 勲	退職	"	鹿島 敏	長岡・大島中
	"	清水 明	長岡・東北中	"	佐藤 勝治	入 広 瀬 中
	"	武田 定純	スポーツ主事 中魚・中里教委	"	鈴村 富夫	南魚・塩沢中
	"	桐生 一郎	堀之内 中	"	駒形 公文	西蒲・分水中
	"			"	武田 統理	新 採用
			"	庭山 かおる	新 採用	

消費税導入に伴う 水道使用料・ガス料金を改定

消費税込みで現行料金を維持します

三月定例会において水道条例及びガス供給条例の一部改正が行われ、四月一日から水道使用料とガス料金が改定されます。

改定の理由は、消費税法の施行により、水道使用料・ガス料金・工事負担金等にも消費税が適用されることによるものです。

町では、水道使用料・ガス料金の転嫁について検討を重ねてきましたが、経営努力を行い同料金を引き下げ、消費税(二%)を含めて現行料金を維持した改定となりました。また、消費税の適用に伴い、月一四㎡以上課税されているガス税(二%)は、廃止されます。

1. 水道使用料
1㎡当りの単価を190円から184円(6円の値下げ)に引下げ、使用量に応じた金額に消費税相当額(3%)が加算されます。

2. ガス料金
1㎡当りの平均単価を107円17銭から103円96銭(3円21銭の値下げ)に引き下げ、使用量に応じた金額に消費税相当額(3%)が加算されます。

◆標準家庭における1か月当りでは

使用量	新料金 (消費税を含む)	現行料金	比較
水道使用料			
25㎡	4,841円	4,850円	△9円
ガス料金			
60㎡	6,502円	6,502円	0円

なお4月分(3月1日から4月1日使用分)については、改定前の料金によります。

雪に強い町づくり 平成元年度克雪住宅資金融資(利子補給)の 受付けを開始——ご利用下さい

克雪住宅(融雪・落雪・耐雪型)新築改良に

平成元年度克雪住宅資金の融資(及び利子補給)の受付けを行っています。是非ご利用下さい。

町では、昨年「克雪住宅資金貸付制度」を創設して、克雪住宅の普及を促進し、明るく住みよい、雪に強い町づくりを進めています。克雪住宅の新築又は改良を計画されている方は申し込み下さい。

①貸付対象者
次の要件のいずれにも該当する人です。

- 町内に克雪住宅を建築又は改良する人
- 町内に住所を有する人及び克雪住宅建築又は改良後当該住宅に居住する見込みの人
- 貸付金の償還能力を有する人
- 町税等町に納付すべきものを完納している人

②貸付対象建築物及び工事費等
克雪住宅の新築又は改良で融雪式、落雪式、耐雪式による克雪住宅の新築又は改良及びそれに係る工事費で別表のとおりです。

③貸付額

融雪式 <small>地下水の開放利用を伴うものは除く</small>	落雪式	耐雪式 <small>アーチ型に類するものは除く</small>
平年雪に対して屋根の上で融雪できる家屋及び設備を有する家屋。	次の要件に全て該当する家屋 ・地盤面より床高1.5m以上の高床部分を有すること。 ・屋根勾配が概ね25度以上で金属板等を使用したものであること。 ただし、特に降雪能力がある材料を使用する場合はこの限りでない。 ・隣地に影響を及ぼさないものであること。 (道路、河川に落雪しないことも含む)	3m以上の積雪荷重にも安全であることが構造計算で確認できる建物。

「克雪住宅資金貸付制度」は、効果的な屋根雪処理に役立つ融雪式、落雪式、耐雪式による克雪住宅を対象に、年4%の低利の融資と年1%の利子補給(補助)を行う町独自の制度です。詳細については土木課にお問い合わせ下さい。☎89-3111。

④貸付条件

- 利率 年4%
- 償還期間 10年以内
- 償還方法 元利均等毎月償還

● 保証人及び担保 弁済能力のある確実な連帯保証人(原則として町内居住者)一人以上。必ず。

⑤申込み方法
要により担保をつけていただく場合もあります。

⑥資金の貸付け
資金の貸付けは、適格証の交付を受けた人について、町の指定金融機関(新潟中央銀行川口支店)が行います。

住宅整備(高齢・障害者)資金の貸付け
希望の方は、四月三十日まで、に町役場福祉課へ申し込み下さい。

高齢者住宅整備資金

- 貸付の対象者 六十歳以上の親族である高齢者と同居する世帯で、高齢者の居室等を増改築又は改造する者。
- 貸付限度額 二百万円
- 利率 原資の借入利率の範囲内。

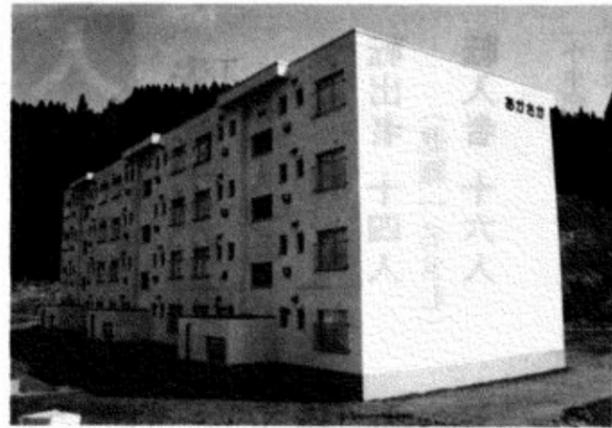
※ ただし、生計の中心者及びその配偶者が貸付年度に所得税がかからない場合は、年三・三%。

償還方法
元利均等半年賦十年償還

障害者住宅整備資金

- 貸付の対象者 身体障害者手帳一級から四級及び療養手帳Aを所持している者のために、居室等を増改築又は改造する者。

貸付限度額及び条件は高齢者と同じ。



▲完成した「あかさか団地」

「あかさか団地」が完成
四月一日より入居開始
只今入居申込み受付中!!

完成した県営住宅は、鉄筋コンクリート四階建、入居戸数二十四戸、一戸当りの面積は約七十㎡で、3DKの和室六帖が三間、台所、浴室、便所に加え、サンルームとバルコニーが設けられ、雪国にマッチした工法が多く取り入れられた、近代的な住宅です。

特に浴室は、浴槽、釜が完備され、入居時から使用になります。

また、同団地は、町の中心部に位置し、近くを国道十七号が走り、JR越後川口駅まで徒歩で八分、関越自動車道越後川口インターチェンジまで車で六分と交通の便に恵まれます。

山と川の自然に恵まれ、近くに公共施設、医療施設、商店街等すべて整備されています。

入居を希望される方は、町役場土木課まで申込みください。入居申込み案内は次のとおり。

住宅「あかさか団地」 入居申込み案内

所在地 川口町大字川口字坂之下地内

団地名 「あかさか」

種別 第一種

構造階数 中層住宅 耐火構造 四階建

戸数 二十四戸

所当り床面積 七十一㎡

間取り 3DK(六畳・六畳・六畳・台所浴室)

入居開始 平成元年四月一日

家賃 一ヶ月 三万七千五百円

申込先 町土木課

入居申込資格

- (1)日本の国籍がある人で新潟県に住居または勤務先がある人。
- (2)現に同居している親族または同居予定の親族があること。
- (3)住宅に困窮していること。
- (4)入居の申込みをした時の収入が収入基準で定めら

● 公共施設/役場・駐在所・簡易郵便局

● 商店街等/町営住宅附近にスーパーマーケット・銀行・タクシー会社・ガソリンスタンド等

● 学校/町立川口小学校・川口中学校 十五分

● 医療施設/町営住宅附近に三医院(内科・小児科・歯科)開業

● 交通/ JR上越後川口駅 まで徒歩八分(小千谷駅から十分、長岡駅から三十分)

● バス停留所 団地から徒歩四分

● 保育所/町立東部保育所 五分

● 団地状況

● 交通/ JR上越後川口駅 まで徒歩八分(小千谷駅から十分、長岡駅から三十分)

● 学校/町立川口小学校・川口中学校 十五分

● 医療施設/町営住宅附近に三医院(内科・小児科・歯科)開業

● 公共施設/役場・駐在所・簡易郵便局

● 商店街等/町営住宅附近にスーパーマーケット・銀行・タクシー会社・ガソリンスタンド等

お知らせ
県は、平成元年四月一日から土曜閉庁を実施することとなりました。

これにより、県の本庁及び大半の出先機関は、毎月の第二土曜日と第四土曜日(日曜日と同様、業務を休ませて頂くこととなります)ので県民の皆様は御理解と御協力をお願いします。

なお、県立図書館や自然科学館等の公共施設、県立病院については、土曜閉庁といたしませんのでこれまでどおり御利用下さい。

また、四月から長岡財務事務所においても旅券申請を受け付けますので中越地区の方は御利用ください。

就学援助制度について
小・中学校の児童・生徒で、経済的に困っている家庭に対して学用品費、修学旅行費、医療費、給食費等の援助を市町村が行っています。

平成元年度において援助を受けたい方はご相談ください。相談先……教育委員会・学校・民生委員

春の全国交通安全運動 4月6日~15日

なくそう交通戦争 防ごう交通事故

昭和40年代は「交通戦争」という言葉がよく使われました。子供を中心とした交通事故死者数が毎年1万人を超え、多いときには1万5千人以上の死者が出たのです。その後、交通ルールやマナーの徹底により、死者数は1万人以下に減りました。

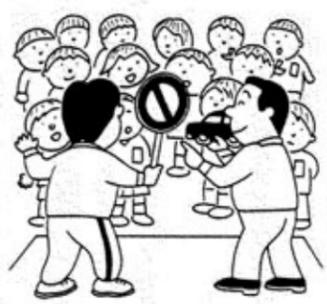
ところが昨年、13年ぶりに交通事故死者数が1万人を突破し、交通戦争という言葉が改めてクローズアップされています。そこで昨年の事故で特に目立ったケースを取り上げ、どうすれば交通事故を減らすことができるのかを考えてみました。

お年寄りの事故
大切なのは「口を知る」こと
ここ数年目立って増え続けているのは、六十五歳以上のお年寄りの死亡事故です。昭和六十三年中には、二千三百六十九人の方が亡くなっています。本格的な高齢化社会の到来を考えると、今後もお年寄りの死者数が増えると考えられています。では、お年寄りが交通事故から身を守るために心がけることは何でしょうか。一番大切なのは、「己を知る」ことです。若いと思っても、とっさのときに体が動かなくなっている方が少なくありません。そのため、次のような「安全行動」を、日ごろか

子供の事故
圧倒的に多い「飛び出し」
子供の事故で圧倒的に多い原因は、「飛び出し」です。昭和六十三年の全国統計を見ますと、七歳から十二歳までの子供の歩行中に起きた事故では、百人中四十八人が「飛び出し」によるものです。六歳以下では、この数字が約五十三人とさらに高くなります。飛び出しによる事故

若者の事故
依然として多いバイクによる死者
若者の死亡事故で多いのは、依然として自動二輪車（排気量五〇CC以上）によるものです。昭和六十三年中に全国で起きた自動二輪車中の死者数は、約

が、いかに多いかが分かります。こうした事故から子供を守るために、まず大人が次に挙げるような子供の特性を知り、交通ルールを身につけさせることが大切です。
① 一つのものに注意が向くと周りのものが目に入らない。
② 子供は視野が狭く、視点が低い。
③ 大人のまねをして、横断歩道以外のところを横切ったり、信号無視をしたりする。
④ 手を挙げさえすれば車は止



夜間の事故
致死率は昼間の三倍
人生の生活サイクルの多様化に伴い、夜間に行動する人が増えています。それとともに、夜間の事故も増加の一途をたっています。昭和六十三年の死亡事故件数は、九千八百六十五件でしたが、このうち夜間の事故は五千五百二十件——全体の約五六%を占

めています。
事故そのものは昼間のほうが夜間の三倍近くも多いのですが、致死率となると、夜間のほうが昼間の三倍近くも高くなっています。
夜間に死亡事故が多い原因の一つに、シートベルトの未着用が挙げられます。夜になると車内が見えにくくなるため、ベルトをはずして運転している人が多いのです。
シートベルトは、事故からあなたの身を守るための命綱です。取り締まりを恐れて着用する「かざり」ではありません。
車に乗ったままシートベルト——必ず忘れずに着用しな

まってくる、といったように、物事を単純にしか理解しない。
特に四月は、入園・入学のシーズンです。入園・入学を控えたお子さんをお持ちのご両親は、事前に通園・通学路を一緒に歩きましょう。そして、危険な場所を確認し、どんなことに気をつけなければいけないかを、具体的に教えてあげることが大切です。

新入社員
ピカピカの新社員が目につくシーズンです。
学生時代はジャンパーにジーパン、スニーカーといった身なりの若者たちが、パリッとしたスーツ姿に変身して職場に向かいます。
最近では、女性の新社員もキャリア・ウーマンらしい雰囲気のカチツとしたスーツを好んで着ています。女性が変わったのは、もちろんファッションだけではなく、現代の若者はどんな職業感を持っているのでしょうか。総理府の「勤労と生活に関する世論調査（昭和六十二年七月）」によると、終身雇用は企業、勤労者にとってよい制度だとする人は、二十代がもっとも少なく、反対に悪い制度だとする人は二十代がもっとも多くなっています。終身雇用に対する考え方が変わってきているようですね。

春の火災予防運動 (4/1~4/14)

桜花の季節は火災シーズン!!

「燃やすまい水のふるさと緑の資源」「その火 その時 すぐ始末!!」を統一テーマに、4月1日から14日まで県下いっせいに春の火災予防運動が実施されます。春先は、空気が非常に乾燥して火災が発生

しやすく、いったん火災になると、大火になる危険性があります。実施期間中前半7日間は、車両火災及び林野火災の防止に重点を置いて実施されます。

貴重な人命や財産を守るために 建物火災等に注意しましょう!!

- 1. 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
2. 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
3. 風の強いときは、たき火をしない。
4. 天ぷらを揚げるときは、その場をはなれない。
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
6. ふろの空たきをしない。
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない。

山火事に注意しましょう!!
林野火災の出火原因は、たき火、たばこ、火あそびなどの不注意な火の取り扱いによるものが多いのが特徴です。これからは、山菜取りやレジャー等で入山する機会が多くなります。たばこの投げ捨てなどを絶対にしないようにしましょう。
また町内では、特に林野近くの田んぼの枯草の火入れや畑などでゴミを燃やし、これが原因で山火事になるケースが目立っています。気象状況や火をつけたら、その場を離れないなど注意するとともに、

- ① 一般家庭の火の元点検査
② 防火フィルム等の貸出し
③ 防火相談室の開設
詳しくは小千谷地域消防署 川口出張所 ☎(09)211-1111番へ、また災害時の情報は ☎(03)313030番へ



- たき火の場所を離れる時は完全に消火すること。
● たばこの吸いながらは必ず消すこと。
● 車からたばこの吸いながら投げ捨てないこと。
● 強風又は異常乾燥の時には、たき火、火入れをしないこと
● 枯れ草等のある危険な場所ではたき火等はしないこと
● 火入れの許可は必ず受けること。

新入社員
ピカピカの新社員が目につくシーズンです。
学生時代はジャンパーにジーパン、スニーカーといった身なりの若者たちが、パリッとしたスーツ姿に変身して職場に向かいます。
最近では、女性の新社員もキャリア・ウーマンらしい雰囲気のカチツとしたスーツを好んで着ています。女性が変わったのは、もちろんファッションだけではなく、現代の若者はどんな職業感を持っているのでしょうか。総理府の「勤労と生活に関する世論調査（昭和六十二年七月）」によると、終身雇用は企業、勤労者にとってよい制度だとする人は、二十代がもっとも少なく、反対に悪い制度だとする人は二十代がもっとも多くなっています。終身雇用に対する考え方が変わってきているようですね。